

医 号 外
令和 2 年 4 月 1 3 日

各関係医療機関の開設者 様

島根県健康福祉部医療政策課長
(公印省略)

平成 2 年度（令和元年度からの繰越分）医療施設等施設整備費補助金
（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）に係る事業計画書の提出
について（依頼）

このことについて、厚生労働省医政局医療経理室長から事業計画の提出依頼がありましたので、事業実施を希望される場合は、下記により事業計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本補助金は、令和 2 年度中に完了する事業が対象となるため、事業計画書の提出にあたって留意願います。

記

1 提出書類

- （１）事業計画総括表及び事業計画書（様式 1）及び事業計画書（様式 2）
- （２）整備図面、見積等（対象面積・事業費の積算根拠がわかるもの）

2 提出期限

令和 2 年 5 月 8 日（金）【必着】

3 提出方法

- 1（１）…メール送信による
- 1（２）…郵送又はメール送信による

4 補助事業について

（１）補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち、病床又は入所施設を有している棟

（２）事業内容

- ア スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令第 3 2 条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）
- イ 自動火災報知設備整備

（３）交付対象

平成 2 6 年 1 0 月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 3 3 3 号）等により新たに（２）に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、（２）に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

(4) 補助額

	基準額	対象経費	補助率
スプリンクラー施設整備	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,019千円を加算 (1)通常型スプリンクラー 対象面積1㎡あたり 基準単価 19.9千円 (2)水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡あたり 基準単価 19.2千円 (3)パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡あたり 基準単価 23.2千円 (4)消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡あたり 基準単価 22.6千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	基準額を上限とした <u>2分の1</u> 補助
自動火災報知設備	自動火災報知設備を整備する場合 1施設あたり 1,050千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	基準額を上限とした定額補助

5 補助要綱等

提出書類の様式、国の交付要綱、参考資料等は、ホームページに掲載しています。

[要綱・様式の掲載場所]

医療政策課ホームページ → 「島根の医療」 → 「医療施設等施設・設備整備関係」 → 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る事業計画の提出について」

6 留意事項

- (1) 国において補助採択されて初めて補助対象となりますので、事業計画書を提出されたとしても、補助採択が保証されるわけではありません。
- (2) 補助対象となり得るのは、提出した事業計画書について内示を得た日以降に契約事務が開始されるものに限られます。したがって、すでに契約をされているものや内示前に契約を行うものについては、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

7 事業計画書作成留意事項

- (1) 事業計画書作成に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問

点については様式内のQ & A集を確認頂くとともに、必要に応じて事前に協議してください。

- (2) 事業計画の変更等については、原則として資料提出後は受け付けませんので精査の上作成してください。
- (3) 事業の実施に当たり過去に補助金等を用いて整備した施設等で財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）に基づき所要の手続を行ってください。
- (4) 事業費の算出に当たっては、適切に算出し、根拠となる資料を必ず添付してください。整備図面には各室等の名称の外、対象面積が読み取れるように寸法を必ず記入してください。

(担 当)

地域医療支援第一グループ 吉永

Tel.0852-22-6548 Fax.0852-22-6040

E-mail:yoshinaga-daichi@pref.shimane.lg.jp